平成３０年（フ）第２１号
青森県八戸市大字石手洗字一本木21番地13
ホットハウスＤ号室
債務者　松本　睦子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第７５号
仙台市太白区郡山４丁目９番13号　コーポ青葉303
債務者　青木　和久
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１３１号
仙台市青葉区国見１丁目11番12号　飛翔館102
債務者　見田　信夫
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１４４号
仙台市宮城野区原町５丁目３番14号　レオネクスト菊華104
債務者　鈴木　弘美
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１５５号
宮城県岩沼市土ケ崎３丁目３番９－203号、従前の住所宮城県名取市愛島台２丁目11番地の８
債務者　今野　　隆
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１７２号
仙台市青葉区荒巻字三居沢１番地の11、従前の住所仙台市宮城野区宮千代３丁目１番地の26　第２コーポ丸菊205
債務者　横山　光啓
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
秋田県大仙市協和船岡字合員44番地37
債務者　石田　郁子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成３０年（フ）第７号
秋田県大仙市川目字月山240番地
債務者　藤田　　誠
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成３０年（フ）第５号
福島県白河市東上野出島字蔭ノ原81番地
債務者　本宮　　洋
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成３０年（フ）第４８号
茨城県水戸市堀町1032番地の６　メゾンナチュレ202号、前住所茨城県水戸市成沢町904番地の１
債務者　菊池　　勲
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第５９号
茨城県水戸市松が丘１丁目５番40号
債務者　廣瀬　　真
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第６０号
茨城県ひたちなか市大字足崎1457番地965
サンライズ高砂Ⅱ102号
債務者　高橋　　薫（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第２号
千葉県長生郡一宮町田町16番地７
債務者　石川　泰之
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第６号
千葉県茂原市高師413番地９
債務者　並木美由紀
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
千葉県長生郡白子町剃金2729番地６　ダイアパレス白子第２　1004号
債務者　川島　秀夫
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
千葉県君津市人見４丁目６番５号　105
債務者　髙梨　君夫
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第２６号
金沢市黒田１丁目20番地４
債務者　小杉喜美子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
金沢地方裁判所民事部